

ふじさわし たぶんかきょうせい ししん
藤沢市多文化共生のまちづくり指針

がいこくじんしみる とも い ふじさわ
～外国人市民と共に生きる藤沢
たようぶんかみとあ
だれもが多様な文化を認め合い
じぶん い かた ちいきしやかい
自分らしい生き方ができる地域社会づくり～

2007年2月

もくじ
目次

1	策定の趣旨 <small>さくてい しゆし</small>	p 1
2	位置付け <small>いちづ</small>	p 2
3	基本目標 <small>きほんもくひよう</small>	p 2
4	施策推進の基本方向 <small>しさくすいしん きほんほうこう</small>	p 2
5	施策の具体的推進内容 <small>しさく ぐたいてきすいしんないよう</small>	p 5
6	指針づくりの体制 <small>ししん たいせい</small>	p 3
7	施策の推進 <small>しさく すいしん</small>	p 3～4
	施策の具体的推進内容 (別紙) <small>しさく ぐたいてきすいしんないよう べつし</small>	p 5～13

1 策定の趣旨

藤沢市に住む外国籍市民※1は、1985年のプラザ合意による円高と1990年の出入国管理法改正をきっかけに南米系外国籍市民が急増しました。

その後の外国籍市民の人口は、増えたり減ったりを繰り返し、2000年の出入国管理法改正で在留期間が延長になる等によって、1981年1,086人だったものが2006年には6,010人になり、4,924人増、約6倍になっています。

また、外国籍市民の急増時期から約20年を経過し、最近では南米系外国籍市民の永住者※2も多くなっています。

外国籍市民が増える中、地域での国籍や民族・文化等の異なる人たちとの交流の機会が多くなり、言葉をはじめ労働・教育・医療・生活等にさまざまな課題が出てきました。

藤沢市では1985年ごろから、これらの課題に対応するため、働くために藤沢市にきた日系ブラジル人等の外国人市民※3を対象に生活・行政相談や、多言語による情報提供等の事業を行っています。

また、2002年度からは外国人市民が生活の中で困っていることやその解決策等について、外国人市民と一般市民との話し合いをしています。ここでは、言葉や生活習慣の壁があり生活する上で本当に必要な情報が届いていない等の意見が出され、具体的な解決策について検討して実践しています。

さらに、単に外国人市民の生活を支援するだけではなく、国籍や民族を超えて互いの文化を認めながら、共に生きる地域社会づくりが求められています。これらの課題を解決するため、ふじさわ総合計画2020にそった個別指針として、藤沢市多文化共生のまちづくり指針を策定し、市民と行政が協働して外国人市民の福祉の向上をはかるとともに多文化共生のまちづくりをすすめます。

- ※1 外国籍市民 日本以外の国籍で、外国人登録法にもとづき外国人登録している市民
- ※2 永住者 外国籍市民のうち法務大臣が永住を認める者
- ※3 外国人市民 日本以外の文化的・民族的背景をもつ市民。外国籍市民だけでなく、国籍が日本であっても海外からの帰国者や国際結婚により生まれた人など、外国の文化的・民族的背景をもつ市民も含む。

この指針策定にあたっては、藤沢市をとりまく環境を考慮するとともに、国が2006年3月にまとめた、外国人住民対策の推進に向けた地方公共団体の取り組みを支援するための「地域における多文化共生推進プラン」を参考にしました。

2 位置付け

この指針は、ふじさわ総合計画2020にそった個別指針として、多文化共生のまちづくりをすすめる考え方をまとめたものです。

3 基本目標（共に生きる地域社会づくり）

生活支援とともに隣に住む人として国籍や民族・生活習慣の違いを認め合い、人権を尊重し、交流を深め、外国人市民と一般市民が「共に生きる」地域社会づくりをめざします。

4 施策推進の基本方向

(1) コミュニケーション支援

ア ことば支援

イ 情報提供・情報交換

ウ 相談窓口

(2) 防災・危機管理・防犯

(3) 医療・保健・福祉

(4) 生活支援

ア 住宅

イ 市政参加

ウ 自立と地域参画

エ 人権・相互理解

オ 労働

カ 学校教育・生涯学習

キ 交流支援

(5) 国際交流

ア 姉妹友好都市等

イ 市民交流

ウ 国際観光

(6) 多文化共生推進の環境整備

ア 市民と行政との協働体制

イ 多文化共生推進のための庁内体制

ウ 国や県等との連携

エ 市民や企業等の多文化共生活動との連携

(7) ITの活用

5 施策の具体的推進内容

別紙のとおり

6 指針づくりの体制

(1) 市民

ア 藤沢市都市親善委員会

(担当：渉外課)

イ 藤沢市外国人市民支援・交流懇話会

(担当：渉外課)

(2) 行政

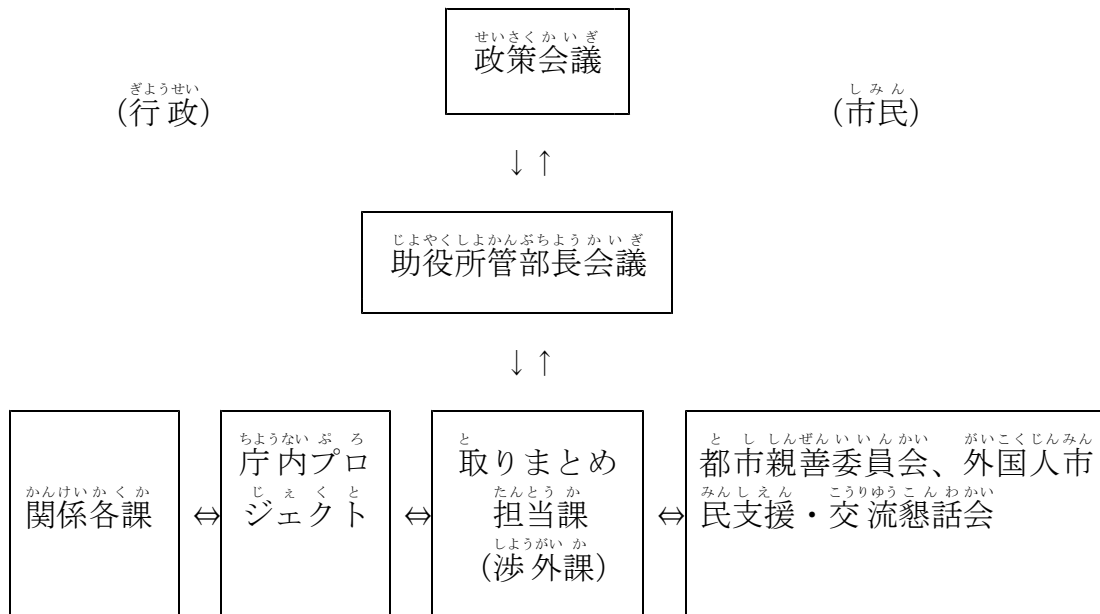
ア 政策会議

イ 助役所管部長会議

ウ 庁内プロジェクト

(3) 取りまとめ担当課

企画部 渉外課



7 施策の推進

(1) 推進体制

ア 市民と行政が協働し、指針に基づく施策を推進し、その執行状況をつぎの体制により把握します。

ぎょうせい ちょうない ぶ ろ じ え く と ふ じ さ わ し た ぶ ん か き せ い す い し ん か い ぎ
行政： 庁内プロジェクト「藤沢市多文化共生推進会議」

し み ん と し し ん ぜ ん い い ん かい が い こ く じ ん し み ん し え ん こ う り ゆ う こ ん わ かい
市民： 都市親善委員会、外国人市民支援・交流懇話会

ぎょうせい し み ん て い き て き かい ぎ かい さい
行政・市民とも定期的に会議を開催

い し し ん ぐ た い て き す い し ん な い よ う ひ つ よ う お う み な お お こ な
イ 指針の具体的推進内容について必要に応じ見直しを行います。

施策の具体的推進内容

1 コミュニケーション支援

(1) ことば支援

外国人市民にとって「ことば」は、最も重要な問題です。子どもたちには学校生活や友だちづきあい、大人には仕事や近所づきあい等をするのに、日本語が大きな壁となっています。

一方、子どもが母語※1を話せないために、保護者との会話が難しくなったり、帰国したときの生活が大変になったりすることがあり、母語の習得も問題になっています。このため、外国人市民が日本語及び母語を習得するための支援が求められており、行政をはじめ市民ボランティアや外国人市民が協働で課題を解決していくことが必要です。

公民館や学習文化センター、青少年会館などで日本語教室が行われています。今後こうした日本語教室の主催者と行政が連携し、日本語習得の課題が解決されるようつとめます。

母語の習得については、家庭や国ごとのコミュニティによる課題解決に負う部分が大きいですが、市民と行政が協働して必要な支援策を検討し解決をはかります。

※1 母語 幼時に母親などから自然な状態で習得する言語。第1言語

(2) 情報提供・情報交換

ことばの課題がある外国人市民にとって、生活に必要な情報を必要な時に得られることが大切です。

藤沢市では一般市民への情報提供は、広報紙・関係書類やケーブルテレビ・FM・インターネット等により行っていますが、外国人市民への多言語による情報提供を今後市民の協力を得て充実していきま

す。市内の外国人市民が多く働く企業やハローワーク等から必要な情報が提供されるように働きかけます。

また、駅や公共交通機関、病院等公共性の高いところから、順次、多言語表示がすすむよう積極的に働きかけます。

次に、情報交換は、近所の人や外国人市民同士そして身近なボランティアとの会話等によって行われていますが、ことばや習慣・文化等の問題からうまくコミュニケーション※1ができずに悩んでいる人がいます。

このため、外国人市民が、気軽に情報を得たり、悩みごとを話し合ったりする場をつくりまします。

このことにより、友だちづくりや悩みごとの解決等がはかられます。

※1 コミュニケーション 人間の間に於ける知覚・感情・思考の伝達。言語・文字その他の知覚・聴覚に訴える各種のものを媒介とする。

(3) 相談窓口

藤沢市では、外国人市民の福祉や税金等の手続き、日常生活での疑問点等について外国人相談事業を行っています。

今後とも、これらの相談事業を充実していきます。さらに、市民と協働して外国人市民の悩みごとの解決をはかります。

2 防災・危機管理・防犯

藤沢市の地域防災計画の災害時要援護者対策計画に基づいて、外国人市民向けに、大地震等が発生した時に混乱なく避難ができるよう、市内の主要な鉄道駅に大きなマップを張り出すとともに必要な方にマップを配布しています。

今後、行政と市民・事業所等が力をあわせてさらに多くの方にお知らせをしていきます。

県と市が共同で作成した多言語による冊子「地震に自信を」の配布等、さらなる対策をすすめます。

藤沢市では、市民、警察、関係団体等が一体となり、犯罪の起こりにくい環境整備を推進しています。具体的には、防犯ブザーの無料貸出、市内全地区における防犯パトロール活動、携帯電話を活用した防犯対策システムによる防犯情報の配信等、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた防犯対策を行っています。今後とも市民と行政が協働して防犯対策の充実につとめます。

3 医療・保健・福祉

(1) 医療

市民病院には、外国人市民の患者が安心して診療が受けられるように通訳ボランティア制度があります。

神奈川県とNGOとの協働事業として実施している「医療通訳派遣システム」の周知など医療制度や医療機関についての情報提供の充実をはかります。

救急活動に際しては、5か国語※1による救急医療シートを活用して対応しています。今後とも救急活動が円滑にすすめられるようつとめます。

※1 5か国語 英語・スペイン語・韓国語・中国語・ポルトガル語

(2) 保健

外国人市民に対し、保健事業の積極的な普及を図り、健康に暮らせるよう支援します。

現在、健康診査や母子保健等の事業内容を多言語で提供していますが、今後ともより利用しやすいようにつとめます。

(3) 福祉

高齢者・障害者・児童福祉等の制度について多言語による紹介につとめます。

また、福祉サービスの提供にあたっては、利用者の文化的背景を考慮した対応ができるよう職員の研修を行う等環境整備につとめます。

外国人市民が利用しやすいよう制度の周知や改善について県を通じて国に働きかけます。

国が実施している社会保険制度について、加入すべき外国人市民の加入を促進するため、企業に対する働きかけや制度の周知を行うよう、県を通じて国に働きかけます。

4 生活支援

藤沢市の外国籍市民の滞在資格の内「永住資格の登録者」推移を見ると、1996年19.3%だったものが2006年には43.4%に増加しています。

これらの人々を異なった文化をもつ隣人としてとらえ、地域の仲間となる外国人登録のときにオリエンテーションを実施し、地域での暮らし全般について説明することは、きわめて意義あることです。

国が永住許可を出すときに、外国籍市民に対し全国共通のオリエンテーションを実施するよう県を通じ働きかけます。

(1) 住宅

外国人市民の市営住宅への入居については、一般市民と同じ基準で行っています。

行政とNPO等とが連携し、賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や日本の住宅に関わる慣習等の情報を提供することにより居住支援、入居差別の解消をはかります。

(2) 市政参加

外国人市民と一般市民により構成された「外国人市民支援・交流懇話会」では、外国人市民の支援・交流について行政に対する提言や行政と協働による事業を行っています。

この会の充実をはかり外国人市民の意見が施策に反映されるようつとめます。

さらに、市内の国際協力団体や大学、企業等とも連携し、外国人市民の意見が市政に反映されるようなしくみを検討します。

藤沢市が行う市民意識調査等について、外国籍市民も調査対象にし、市政への意見反映につとめます。

外国人市民の市の審議会委員等への参加をすすめます。

地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(3) 自立と地域参画

外国人市民が地域で主体的に活動できるよう、地域の外国人コミュニティの中心となる人物や外国人市民のネットワーク、そして外国人市民の自助組織を支援します。

外国人市民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画をすすめます。

外国人市民が「安心して安全な市民生活」をするには、地域の一般市

民と理解し合い、よき隣人として生活することが第一です。このためには町内会・自治会に加入し、交流を深めることが身近な良い方法です。このことにより、地域参画もはかれるようになります。

外国人市民の町内会・自治会加入がすすめられるよう、多言語に翻訳された既存の自治会加入案内を活用し、通訳ボランティアの協力を得て、積極的に働きかけます。

(4) 人権・相互理解

ア 人権

2006年度に策定される「藤沢市人権施策推進指針」や「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等に基づき、外国人市民が差別や人権侵害を受けることがないように、人権施策をすすめます。

イ 相互理解

国際交流フェスティバルは、それぞれの文化の発表・交流の場として、一般市民と外国人市民が一体となって継続的に実施し充実につとめます。

公民館・青少年会館等において、日本文化紹介講座・国際化セミナー・日本語講座等の事業を継続的に実施し充実につとめます。

青少年会館における、情報の提供・イベントの開催などを通して交流の輪を広げます。

(5) 労働

独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の「外国人労働者問題の現状把握と今後の対応に関する研究」の中の「日系人労働者の職場環境」の調査によれば、日系人の就労形態は、企業との直接雇用より業務請負及び人材派遣業との間接雇用が圧倒的に多いことが明らかになっています。

職種も製造業が圧倒的に多く、低賃金となっています。

藤沢市における就労も同様な形態と推察されます。市では「無料職業相談事業」により雇用の促進をはかっています。

また、ハローワーク藤沢でも、スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置して、就職や雇用保険等の相談に応じています。

しかし、^{ふとう かいこなど もんだい ろうどうきじゆんかんたくしよ}不当解雇等の問題は労働基準監督署、^{しやかい ほけん もんだい}社会保険の問題は社会保険庁と^{かいほけんちよう かくぶしよ}各部署にまたがっていることから、^{こんご きんみつ れんけい}今後、緊密な連携をはかっている必要^{ひつよう}があります。

(6) ^{がっこうきょういく}学校教育・^{しやうがいがくしゆう}生涯学習

ア ^{がっこうきょういく}学校教育

2006年5月1日現在、本市の^{ねん がつ にちげんざい}外国籍児童生徒数は、294人（^{にん しやうがくせい}小学生215人・^{にん ちゆうがくせい}中学生79人）で、うち^{なんべい}南米からの子どもが181人（^{にん ぶらじる}ブラジル65人・^{にん ぺる}ペルー69人・^{にん あるぜんちん}アルゼンチン47人）と^{にん あつとうてきたすう}圧倒的多数を占めています。

^{ふじさわし}藤沢市では、^{ちゆうがっこう}中学校においては、^{がいこくじんえいごしどうじよしゆ}外国人英語指導助手による^{こく}国際教育の^{さいきやういく すいしん}推進、^{しやうがっこう}小学校においては、^{しやうがっこうこくさいり かいきやうりよくいん}小学校国際理解協力員による^{こくさいり かいきやういく すいしん}国際理解教育を推進しています。

また、^{にほんごしどうきやうしつ}日本語指導教室や^{こくさいきやうしつ}国際教室、^{にほんごしどういん}日本語指導員による^{がいこくせき}外国籍児童生徒の^{じどうせいとおしえん おこな}支援を行っています。

今後ともこうした^{こんご}事業により^{じぎやう}国際教育を^{こくさいきやういく すいしん}推進します。

^{がいこくせき}外国籍の子どもたちは^こ義務教育ではありませんが、^{ぎ むきやういく}小・中学校^{しやう ちゆうがっこう}新入学児童生徒に対しては、^{しんにゆうがくじどうせいとお}英語・^{たい えいご}スペイン語・^{すべいんご}ポルトガル語・^{ぼるとがるご}ヴェトナム語の^{うゑとなむご}就学案内を^{しゆうがくあんない}保護者に^{ほごしや}送付しています。^{そうふ}転入者に対しては^{てんにゆうしや}外国人登録の^{たい}手続の際に^{てんにゆうしや}案内し、^{たい}就学申請を受付しています。

^こ子どもたちが^{きぼう}希望をもって^{がっこう}学校に通えるよう、^{かよ}保育園などの^{ほいくえん}施設と^し連携をとり、^{せつ れんけい}就学前の子どもをもつ^{しゆうがくまえ}保護者に対し、^こ日本の^{ほごしや}教育^{にほん}システムについて、^{きやう}きめ細かな^こ情報を^{ほごしや}提供する^{たい}等の^{にほん}対策^{きやう}が必要^{ひつよう}です。また、^い就学後、^いさまざまな^い事情で^い途中から^い学校に行かなくなってしまう^い問題があります。学校に行かなくなってしまう^い原因^{げんいん}として^い言葉の問題^いがあります。日本^{にほん}語指導^{にほん}教室や^{にほん}日本語指導員^{にほん}による^{にほん}支援^{にほん}を^{にほん}充実^{にほん}し^{にほん}解決^{にほん}につとめます。

^{しゆうがくえんじよせいど}就学援助制度は、^{がいこくせきじどうせいとお}外国籍児童生徒も^{りやう}利用しており、^{せいど}制度について^{せいど}スペイン語・^{すべいんご}ポルトガル語・^{ぼるとがるご}ヴェトナム語の^{うゑとむご}説明書^{せつめいしよ}を作成^{さくせい}していますが、^{がっこう}学校を通してさらに^{しゆうち}周知をはかります。

イ ^{しやうがいがくしゆう}生涯学習

総合市民図書館・公民館・スポーツ施設等の利用案内を多言語
で作成し外国人市民がより利用しやすい環境を整えます。

公民館では、地域の特徴・要望にあわせて、異文化交流事業を
実施しています。

同じ地域に住む外国人市民と一般市民が交流できる場をさらに
充実していきます。

青少年の異文化理解・交流を目的として青少年会館で実施して
いる、国際交流のつどいや外国人のための日本語講座などをさら
に充実し、相互理解を深めます。

(7) 交流支援

2005年11月に発足した「藤沢市外国人市民支援・交流懇話
会」のメンバーが中心となって、外国人市民が気軽に集まり、情報交
換し、相談することのできる場を開設します。ここで、必要な情報を
手に入れたり、悩みごとを聞いてもらったりすることで、疎外感や孤
独感が解消され、より快適な暮らしができるよう、その手助けとなる
ことをめざします。

5 国際交流

(1) 姉妹友好都市等

海外に4つある姉妹友好都市やその他の諸都市との交流を、市民と
行政が協働しすすめます。姉妹友好都市には公式代表団を周年記念事
業として派遣します。

姉妹友好都市との交流を行っている友好親善協会等市民と連携し、
姉妹友好都市やその他の諸都市と産業・文化・スポーツ・学術等幅広
い市民交流を通して相互理解と友好につとめ、国際平和に貢献します。

(2) 市民交流

藤沢市ホームステイ・ホームビジット制度への登録を広く市民に呼
びかけ、姉妹友好都市からのビジターを中心に積極的に受け入れます。

登録家庭への研修を充実し、実りある異文化交流体験をめざします。

市民が行う姉妹友好都市等との文化・スポーツ交流については、情
報提供等、実施しやすい環境づくりにつとめます。

(3) 国際観光

姉妹友好都市をはじめとした外国からの観光客誘致に力を注ぎます。

外国人観光客にとってわかりやすい多言語の案内サイン・観光地図
・パンフレット類の作成等環境を整備する等、魅力ある観光地づくりに取り組みます。

さらには、趣向を凝らしたイベントを開催し、多くの参加を呼びかけます。

6 多文化共生推進の環境整備

(1) 市民と行政との協働体制

市内各団体から選出された委員で構成する「藤沢市都市親善委員会」と行政が連携し、都市交流・市民交流・多文化共生事業をすすめています。

外国人市民と一般市民で構成する「藤沢市外国人市民支援・交流懇話会」から、外国人市民に対する事業についての提言等をうけ、市民と行政で協働し多文化共生事業をすすめます。

(2) 多文化共生推進のための庁内体制

庁内に「多文化共生推進会議」を設置し、各担当ごとに行う外国人市民に対する事業の執行状況を把握し必要に応じ見直しを行います。

職員研修等を通じて多文化共生の啓発をすすめ、外国人市民と共に生活していく地域社会づくりをすすめます。

姉妹友好都市と職員交流を行い、それぞれの行政・文化・歴史等について学び、その成果を多文化共生のまちづくりに生かすことをめざします。

(3) 国や県等との連携

神奈川県国際課、神奈川県国際交流協会との連携を密にし県下各町村の状況や、全国各地の取り組みについても情報収集等につとめ、多文化共生施策の充実をはかります。

(4) 市民や企業等の多文化共生活動との連携

外国人が就労する企業、外国人研修生を受け入れている企業、語学
学校、海外に工場を持つ企業等の事業者や、市民活動推進センターに
登録している国際協力・交流を主な活動目標とするボランティア団体
等市民の多文化共生活動を支援するとともに、連携をはかり、多文化
共生のまちづくりをすすめます。

7 ITの活用

現在藤沢市のホームページに6か国語の生活ガイドや5か国語の休日
夜間の救急医療情報を掲載しています。

今後外国人市民がさらに有効な情報が入手できるよう、市民団体のホ
ームページへのリンク等幅広い手段を講じ情報提供の充実につとめま
す。

藤沢市のホームページを活用し、姉妹友好都市やホームステイ等の
情報提供の充実につとめます。